

改正 特定(産業別)最低賃金

業 種	最低賃金額	発 効 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)を除く。)	798円 (782円)	平成29年11月26日
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金	832円 (816円)	平成29年12月6日
輸送用機械器具製造業最低賃金	834円 (818円)	平成29年12月9日
自動車小売業最低賃金 (二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)	831円 (815円)	平成29年12月9日
非鉄金属製造業最低賃金	847円 (831円)	平成29年12月16日

()内の金額は、改正前の最低賃金額です。

次に掲げられる者は除かれますが、福島県最低賃金(748円)が適用されます。

18歳未満又は65歳以上の者

雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

～ のほか「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」にあつては、小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者

「特定（産業別）最低賃金」の適用業種一覧

福島県の「特定（産業別）最低賃金」が適用される業種は、以下のとおりです。業種は「日本標準産業分類」（平成19年11月改定）によります。

は中分類、 は小分類、 は細分類を示しています。

非鉄金属製造業 最低賃金

E23:非鉄金属製造業

E230：管理、補助的経済活動を行う事業所（E23非鉄金属製造業）

2300：主として管理事務を行う本社等

2309：その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

E231：非鉄金属第1次製錬・精製業

E2311：銅第1次製錬・精製業

E2312：亜鉛第1次製錬・精製業

E2319：その他の非鉄金属第1次製錬・精製業

E232：非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）

E2321：鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）

E2322：アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）

E2329：その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）

E233：非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

E2331：伸銅品製造業

E2332：アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

E2339：その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

E234：電線・ケーブル製造業

E2341：電線・ケーブル製造業（光ファイバーケーブルを除く）

E2342：光ファイバーケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）

E235：非鉄金属素形材製造業

E2351：銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）

E2352：非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）

E2353：アルミニウム・同合金ダイカスト製造業

E2354：非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）

E2355：非鉄金属鍛造品製造業

E239：その他の非鉄金属製造業

E2391：核燃料製造業

E2399：他に分類されない非鉄金属製造業

L7282：純粋持株会社 「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、上記の対象となる産業に分類されるものに限りません。」

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、 時計・同部品、眼鏡製造業 最低賃金

E27:業務用機械器具製造業

（ E271事務用機械器具製造業、E272サービス用・娯楽用機械器具製造業、E275光学器械器レンズ製造業、E276武器製造業を除く）

E270：管理、補助的経済活動を行う事業所（以下の業種）

2700：主として管理事務を行う本社等

2709：その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

E273：計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業

2731：体積計製造業

2732：はかり製造業

2733：圧力計・流量計・液面計等製造業

2734：精密測定器製造業

2735：分析機器製造業

2736：試験機製造業
2737：測量機械器具製造業
2738：理化学機械器具製造業
2739：その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械

E32:その他の製造業

(次の業種に限る)

E320：管理、補助的経済活動を行う事業所（以下の業種）

3200：主として管理事務を行う本社等

3209：その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

E323：時計・同部分品製造業

E3231：時計・同部分品製造業

E329：他に分類されない製造業

E3297：眼鏡製造業（枠を含む）

L 7282：純粋持株会社 「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、上記の対象となる産業に分類されるものに限ります。」

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
(医療用計測機器製造業 (心電計製造業を除く) を除く) 最低賃金

E28：電子部品・デバイス・電子回路製造業

E280：管理、補助的経済活動を行う事業所（以下の業種）

2800：主として管理事務を行う本社等

2809：その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

E281：電子デバイス製造業

2811：電子管製造業

2812：光電変換素子製造業

2813：半導体素子製造業（光電変換素子を除く）

2814：集積回路製造業

2815：液晶パネル・フラットパネル製造業

E282：電子部品製造業

2821：抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業

2822：音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業

2823：コネクタ・スイッチ・リレー製造業

E283：記録メディア製造業

2831：半導体メモリメディア製造業

2832：光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業

E284：電子回路製造業

2841：電子回路基板製造業

2842：電子回路実装基板製造業

E285：ユニット部品製造業

2851：電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業

2859：その他のユニット部品製造業

E289：その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

2899：その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

E29 電気機械器具製造業

E290：管理、補助的経済活動を行う事業所（以下の業種）

2900：主として管理事務を行う本社等

2909：その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

E291：発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

2911：発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業

2912：変圧器類製造業（電子機器用を除く）

2913：電力開閉装置製造業

2914：配電盤・電力制御装置製造業

2915：配線器具・配線附属品製造業

E292：産業用電気機械器具製造業

2921：電気溶接機製造業

- 2922：内燃機関電装品製造業
- 2929：その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）
- E293：民生用電気機械器具製造業
 - 2931：ちゅう房機器製造業
 - 2932：空調・住宅関連機器製造業
 - 2933：衣料衛生関連機器製造業
 - 2939：その他の民生用電気機械器具製造業
- E294：電球・電気照明器具製造業
 - 2941：電球製造業
 - 2942：電気照明器具製造業
- E295：電池製造業
 - 2951：蓄電池製造業
 - 2952：一次電池（乾電池、湿電池）製造業
- E296：電子応用装置製造業
 - 2961：X線装置製造業
 - 2962：医療用電子応用装置製造業
 - 2969：その他の電子応用装置製造業
- E297：電気計測器製造業
 - 2971：電気計測器製造業（別掲を除く）
 - 2972：工業計器製造業
 - 2973：医療用計測器製造業（心電計製造業に限る）
- E299：その他の電気機械器具製造業
 - 2999：その他の電気機械器具製造業

E30：情報通信機械器具製造業

- E300：管理、補助的経済活動を行う事業所（E30情報通信機械器具製造業）
 - 3000：主として管理事務を行う本社等
 - 3009：その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
- E 301：通信機械器具・同関連機械器具製造業
 - 3011：有線通信機械器具製造業
 - 3012：携帯電話機・PHS電話機製造業
 - 3013：無線通信機械器具製造業
 - 3014：ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
 - 3015：交通信号保安装置製造業
 - 3019：その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
- E 302：映像・音響機械器具製造業
 - 3021：ビデオ機器製造業
 - 3022：デジタルカメラ製造業
 - 3023：電気音響機械器具製造業
- E 303：電子計算機・同附属装置製造業
 - 3031：電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）
 - 3032：パーソナルコンピュータ製造業
 - 3033：外部記憶装置製造業
 - 3034：印刷装置製造業
 - 3035：表示装置製造業
 - 3039：その他の附属装置製造業

L 7282：純粋持株会社 「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、上記の対象となる産業に分類されるものに限ります。」

輸送用機械器具製造業 最低賃金

E 31：輸送用機械器具製造業

- E310：管理、補助的経済活動を行う事業所（E 31輸送用機械器具製造業）
 - 3100：主として管理事務を行う本社等
 - 3109：その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
- E 311：自動車・同附属品製造業
 - 3111：自動車製造業（二輪自動車を含む）

- 3112：自動車車体・附随車製造業
- 3113：自動車部分品・附属品製造業
- E 312：鉄道車両・同部分品製造業
 - 3121：鉄道車両製造業
 - 3122：鉄道車両用部分品製造業
- E 313：船舶製造・修理業、船用機関製造業
 - 3131：船舶製造・修理業
 - 3132：船体ブロック製造業
 - 3133：舟艇製造・修理業
 - 3134：船用機関製造業
- E 314：航空機・同附属品製造業
 - 3141：航空機製造業
 - 3142：航空機用原動機製造業
 - 3149：その他の航空機部分品・補助装置製造業
- E 315：産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
 - 3151：フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
 - 3159：その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
- E 319：その他の輸送用機械器具製造業
 - 3191：自転車・同部分品製造業
 - 3199：他に分類されない輸送用機械器具製造業

L 7282：純粋持株会社 「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、上記の対象となる産業に分類されるものに限りです。」

自動車小売業 最低賃金

- I 59：機械器具小売業
 - I 590：管理、補助的経済活動を行う事業所（以下の業種）
 - 5900：主として管理事務を行う本社等
 - 5908：自家用倉庫
 - 5909：その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
 - I 591：自動車小売業
 - （ I 5914二輪自動車小売業（原動機自転車を含む）を除く）
 - I 5911：自動車（新車）小売業
 - I 5912：中古自動車小売業
 - I 5913：自動車部分品・附属品小売業

L 7282：純粋持株会社 「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、上記の対象となる産業に分類されるものに限りです。」